

山口高等商業学校の財源と使途

Revenue and Expenditure at Yamaguchi Commercial College

烏田直哉

Naoya KARASUDA

キーワード：山口高等商業学校、防長教育会、財源、使途

Key words : Yamaguchi Commercial College, Bocho Kyoikukai, Revenue, Expenditure

要約

本稿では、山口高等商業学校における財源および使途を、特に山口高等学校からの転換期に焦点を絞って明らかにした。

山口高等商業学校は、明治36（1903）年の実業学校令中改正第2条の2を根拠とする実業専門学校であった。実業学校の場合、原則として府県立であり、財源としては府県税や授業料などがあった。一人当たりの経費をみると、工業学校や農業学校においては、商業学校に比べ、施設・設備に多くの費用を要した。学校種によるコストの差異について考える際、商業教育へ転換した事例として検討する余地がある。これまで、高等教育の拡大要因として、より低い出費による設立・維持の可能な専門学校の存在が指摘されている。本稿では、これを実証的に検討しようと試みた。検討の結果、財源・使途の特性が、高等商業学校への転換を促したと捉えることができた。

Abstract

The purpose of this paper is to clarify the revenue and expenditure of Yamaguchi Commercial College.

Several factors have been pointed out about several causes of expansion of higher education in the Meiji Era. In previous researches, as one of the expansion factors, it had been pointed out that it was a college which could be maintained with a low cost. However, there was not been sufficient empirical research. In this paper, the financial balance of Yamaguchi Commercial College was examined.

Analysis revealed the following points. As to the revenue, the agricultural college and industrial college had a high proportion of total government expenditure. In commercial colleges, the percentage of tuition revenue was high. In industrial colleges and agricultural colleges, the amount of government spending per student was higher than the commercial colleges. As to revenue, equipment costs were high in industrial colleges

and agricultural colleges. In the commercial college, labor costs accounted for a high proportion.

はじめに

本稿の目的は、山口高等商業学校における財源および用途を、特に山口高等学校からの転換期〔本稿では明治33(1900)年～明治38(1905)年とする〕に焦点を絞って明らかにすることである。

山口高等商業学校は、明治36(1903)年の実業学校令中改正第2条の2を根拠とする実業専門学校であった。実業専門学校は専門学校令の規定するところにより設置者、入学資格等が定められた。実業専門学校には官公立および私立の設置も認められていた。

中等教育機関であった実業学校の場合、原則として府県立であり、財源としては府県税や授業料などがあつた。一人当たりの経費は学校種によって異なっており、工業学校や農業学校においては、商業学校に比べ、施設・設備に多くの費用を要した¹⁾。学校設置の様相を説明する要因として、学校種による「コスト」の差異は無視できない。商業教育へ転換した事例として検討する余地はあろう。

山口高等商業学校に関わる先行研究について検討する。昭和15(1940)年に刊行された『山口高等商業学校沿革史』²⁾は、山口明倫館時代から筆を起し、昭和10年代までの校制変遷について詳述している。本書から分かるのは転換期の防長教育会と政府との詳しい交渉経過、収支の概要が分かる³⁾。しかし、歳出については「經常部」「臨時部」の合計額が記載されているのみである。

佐々木亨は、山口高等商業学校の入学選抜制度の変遷を明らかにしている⁴⁾。これによると、同校設立当初、明治38(1905)年には、入試科目の構成を中学校卒業者のみに想定しており、商業学校卒業者を積極的に受け入れる姿勢はなかった、としている。この後、大正6(1917)年度から、中学校卒業者に対する入試と甲種商業学校卒業者に対する入試とに分けたことを示し、さらに、入学者の定員の一部、在学中の成績の優秀な者を無試験で合格させる制度をとったことを明らかにした。官立高等商業学校の入試制度として、東京高等商業学校、神戸高等商業学校、山口・長崎両高等商業学校の3タイプを示し、下級学校との接続関係を提示した点は興味深い。

山口高等商業学校を取り上げた研究ではないが、前身である山口高等中学校と五学校を対象に、山口県における進学体系の「形成から消滅」の過程について論考した『長州閩の教育戦略』⁵⁾があげられる。同書は山口県において、「五学校→山口高等中学校(山口高等学校)→帝国大学」という独自の進学ルートが形成されたこと、そしてそれが国の教育制度の一元化政策により次第に消滅していったことを明らかにした⁶⁾。確かに、帝国大学進学という機能にのみ着目すれば「終焉」であったことも否定できないが、高等商業学校への転換について意義を見いだすものではない。

このほか、海外留学の一端を担う学校として注目され、それに関する先行研究はいくつか行われている⁷⁾。しかし、管見の限り、これまでの研究で具体的な歳入歳出について検討したものはみられない。ただ、『日本近代教育百年史』において、実業専門学校増加について重要な指摘がある。すなわち、「実業専門学校の拡充に重点をおいた高等教育政策の展開が、ひとつには中学校卒業者の増大にともなう高等学校＝帝国大学への進学圧力の増大と、総合的な財政的困難という二つの条件のもとで、地方的分散が可能で修業年限が短く、したがってより低い出費による設立・維持の可能な専門学校を増設し、これに高等教育の量的拡大の道を見出す⁸⁾」だしたとの見解である。これを実証的に検討しようとするのが本稿のねらいである。

本稿ではまず、高等教育財政制度の変遷を確認するとともに⁹⁾、転換期の状況を『山口高等商業学校沿革史』をもとに概観する。つぎに、帝国議会において、山口高等学校―山口高等商業学校の予算がどのように審議されたのか、帝国議会議事録および貴族院予算委員会速記録から明らかにする。また、具体的な予算案については各特別会計予定計算書¹⁰⁾から明らかにする。最後に『文部省年報』から文部省直轄学校の学校種別の収支を明らかにする¹¹⁾。

1. 高等教育財政制度の変遷

先行研究より、文部省直轄学校の財政制度について確認する。明治21(1888)年4月2日、文部省直轄学校収入金規則が制定された¹²⁾。同規則によれば、第1条には「文部省直轄学校に於て徴収する授業料試験料証明料其他の収入金は之を蓄積して其基金と為すことを得」とし、また第2条には「已むを得ざる場合に限り該年度収入額二分の一または文部大臣は大蔵大臣の承諾を得て其学校の経費に充つことを得」として、官立学校財政の独立性が色濃くなった。それまで官立学校財政は一般会計として計上されたが、しだいに特別会計として独立していった¹³⁾。しかし、先行研究にも指摘されているように、官立学校の収入は「授業料等極めて些細なもの」であり、「独立採算」は「非現実的」であった¹⁴⁾。

明治22(1889)年、帝国憲法により国の毎年度の歳出歳入は帝国議会の協賛を経て決定されるという予算制度が確立した¹⁵⁾。これ以降、直轄学校の予算も議会の審議に付されることとなった。

明治23(1890)年3月28日、官立学校及図書館会計法により、官立学校財政の特別会計としての性格がさらに強まった¹⁶⁾。第1条には「文部省直轄学校及図書館並農商務省所管東京農林学校は資金を所有し政府の支出金資金より生ずる収入授業料寄付金及其他の収入を以て其歳出に充つことを許し特別の会計を立てしむ」として、各学校が資金を有し「特別の会計」を立てることが明記された。また、第5条には「政府は毎年各学校及図書館の歳入歳出予算を調製し歳入歳出の総予算と俱に之を帝国議会の提出すべし」とあり、学校ごとの歳入歳出予算が議会において審議されることとなった。官立学校及図書館会計法の発布と同日、官立学校及図書館会計規則(勅令第53号)が定められた。第12条には、「歳入歳出予定計算書は所管大臣之を調製し前年度六

月三十日までに各省予定経費要求書と俱に之を大蔵大臣に送付すへし¹⁷⁾とあり、学校別に歳入歳出予定計算書が提出された。これ以降、明治40(1907)年の学校及図書館特別会計法までは、政府の予算書に、学校ごとの計算書が示されていた。後に示すように山口高等学校も例外ではなかった。

明治40(1907)年3月25日、帝国大学特別会計法とともに、同27日には学校及図書館特別会計法が制定された。第1条には「文部省直轄学校及帝国図書館は之を通して一の特別会計を立てしめ資金を所有し政府の支出金、資金より生ずる収入、授業料、寄附金其の他の収入を以て其の歳出に充てしむ¹⁸⁾」とあり、それまで学校ごとの歳入歳出予算を立てていたものが一括されることとなった。明治40年時点で直轄学校が30ほどあり、繁雑さをさけるため統合整理されるにいたった¹⁹⁾。帝国大学においては定額の政府支出金があり、これを一般会計より繰り入れるよう定められたが(帝国大学特別会計法第2条)、直轄学校においては「毎年度予算の定むる所に依り」金額が定められた(学校及図書館特別会計法第2条)。

2. 山口高等商業学校の設立の経緯

(1) 五学校体制

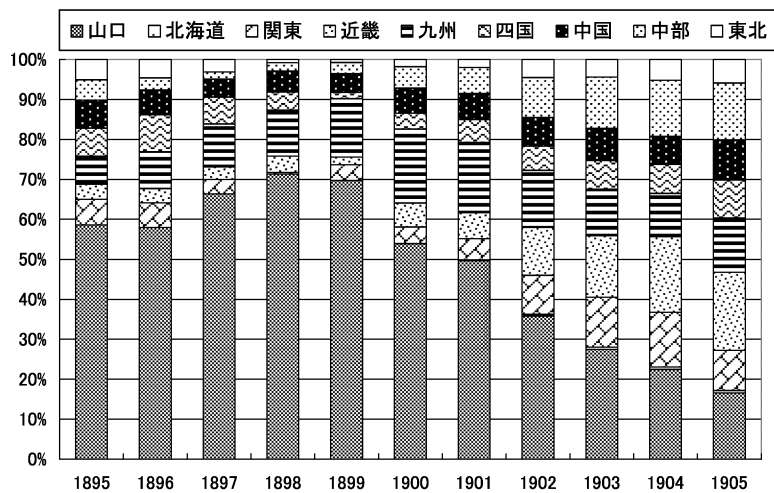
山口高等商業学校は、明治38(1905)年に山口高等学校から校名を変更して設立された。まず、山口高等学校の成立およびその財源について、『山口高等商業学校沿革史』等から確認しておく。

明治17(1884)年、山口県内の中等・高等教育の振興を図る目的で防長教育会が設立された。山口県においては明治10年代に、山口中学校を本校として萩・豊浦・徳山・岩国に4つの分校をかかえていた²⁰⁾。明治19(1886)年の「中学校令」で規定する尋常中学校を設けず、帝大への進学機関として防長教育会の経営による山口高等中学校を誕生させた。山口・萩・豊浦・徳山・岩国の五学校はその予備門としての機能をもった。その後、明治27(1894)年の高等学校令により、山口高等中学校は山口高等学校と改称した。他の中学校は県に移管され、尋常中学校となった。

山口高等学校の財源は、主として防長教育会の寄附金によっており、その一方で防長子弟の入学優先、授業料の減免等、県内の子弟に対する優遇措置が適用されていた。先行研究にも述べられている通り、五学校→山口高等学校→帝国大学という独自のルートを確認していったのである。

ところが、明治30(1897)年前後から、全国的に高等学校大学予科の入学志願者が激増し、これにともない文部省は入学制度に統制を加えていった。明治35(1902)年の共通選抜試験制度は、全国一律に施行される試験の成績と、志望の順位とによって入学先を決めるという方式をとった。この制度は入学志願者に学校選択の自由をほとんど与えない制度であったと評されている²¹⁾。この影響で山口県においては、防長教育会が企図した「五中学校→山口高等学校」の独占ルートの解体へとつながっていった。【図1】は大学予科生徒数の本籍地別比率の推移である。山口県内に本籍をおいていた者は、最も高い時期には7割を占めており、他を凌駕していた。しかし、

明治32(1899)年以降、次第に低下し始め、明治38(1905)年には20%を切った。



(『山口高等商業学校沿革史』、414-415頁より作成)

【図1】山口高等学校大学予科生徒 本籍比率

(2) 山口高等学校経費の国庫負担問題

県内子弟の在籍率の低下と時期を同じくして、山口高等学校の経費の増加を理由に経費の一部を国庫の補助に仰ごうとする議論が防長教育会内に生じた。明治32(1899)年、教育会の委託をうけて桂太郎陸軍大臣と樺山資紀文部大臣との間に諒解が成立し、定員増(350名→500名)と同時に経費の国庫補助を決定した。翌明治33(1900)年の歳出予算科目中に「政府支出金」が掲載されることとなり、8,909円を計上した²²⁾。これについて、明治33(1900)年1月13日、貴族院予算委員会において以下のような指摘があった²³⁾。

○男爵船越衛君 山口高等学校に一万三千五百円の増加になりますが、あれは是にございませぬ通り資金もあるので、どの位の資金がございまして、どの位の利息になって居りますか

○政府委員(寺田勇吉君) 山口高等学校のは資金は唯今調べて申し上げますが、詰り在来生徒の定員が三百名でございまして、それを五百名に致しましたのが一番重なる原因でございまして、それが為に国庫より八千円の金を支出致しまして、さうしてその増員しました生徒を養ふ、斯う云ふ事になって居ります、資金の事は唯今調べて居りますから……

(中略)

○政府委員(上田万年君) 唯今の資金のことは私の所に調べてございませぬ私立防長教育会の資金と云ふものは六十七万円ばかりございませぬので、詰り年五朱の利附に致しまして三万にながしの金が其資金の利としてございませぬのを之を高等学校に差出す訳になって居ります、尤も此資金と云ふものに就ては色々な形になって居るさうでございませぬからして、或は時の株なら株に致して見ますと時の相場に依て多少変動があると云ふことはあらうと思ひます、

此調は三十二年の七月の調でございますが其時の調に依りますと唯今申すやうな額になって居ります

○男爵船越衛君 それで今度一万三千五百円を御増しになる、それへ利子の三万円、それから外に支出が何程になって居りますか現今……

○政府委員（寺田勇吉君）山口高等学校の三十三年度の予算総額は……

○男爵船越衛君 今日の

○政府委員（寺田勇吉君）現在の

○男爵船越衛君 さうです

○政府委員（寺田勇吉君）三十二年度は三万八千五十五円になって居ります

○男爵船越衛君 それでは此利子だけでは済みませぬな、少し補助になって居ますか

○政府委員（寺田勇吉君）今では補助になって居りませぬ、利子と学校の収入がございます、授業料、さう云ふものを以て支弁致して居ります、そこで三万八千幾らと云ふ金の支出ができることとなります

○男爵船越衛君 今度初めて国庫から出す……

○政府委員（寺田勇吉君）左様でございます、本年度より初めて国庫から補助を支出することになりました

ここにみられるように、山口高等学校の財源としては、防長教育会の基金から生じる利子、有価証券、授業料等があったことが分かる。定員の増加、あるいは株の変動等の影響で、明治33(1900)年度より初めて国庫から支出されることとなったとしている。

『長州閥の教育戦略』によれば、防長教育会の資金は、旧藩主の寄付勧誘により、政府要人・県出身官吏などから多くの資金が集められたとされている。明治18(1885)年におよそ30万円、明治20(1887)年には38万円の資金を有していた。これは、山口県の地方税収入に相当する規模であったことも指摘されている²⁴⁾。上田万年の発言にもみられるように、明治33(1900)年には「六十七万円」の資金をもち、明治34(1901)年の山口県の税収入129万円に比してもその規模の大きさが分かる²⁵⁾。

ところが、山口高等学校は「諸学校通則」第1条「師範学校ヲ除クノ外各種ノ学校又ハ書籍館ヲ設置維持スルニ足ルヘキ金額ヲ寄附シ其管理ヲ文部大臣又ハ府知事県令ニ願出ルモノアルトキハ之ヲ許可シ官立又ハ府県立ト同一ニ之ヲ認ムルコトヲ得」の適用を受けており、山口高等学校の経費は防長教育会が全額を負担するようになっていたため、国庫補助は法令と矛盾するという指摘があった。文部大臣管理にするためには、「設置維持スルニ足ルヘキ金額ヲ寄附」することが条件であった。この矛盾は貴族院においても指摘された（後述）。

予算委員会の後、1月20日には貴族院において予算審議が行われた。予算案に対して、この後、第一次桂内閣（明治34年～明治39年）のもとで文相をつとめることになる久保田譲が以下のよう

に質問した²⁶⁾。

文部省の所管に附いて四箇条ばかり質問を致したい、(中略) 大学及高等学校の増設と云ふことは昨年本院より全会一致を以て政府に建議をして政府も同意を表せられたことであります、是も予算に一つも見えませぬ、是は如何なる理由でありますか、政府の御説明を請ひたい(後略)

と、新年度予算に、大学・高等学校の増設が反映されていない点を追及した。久保田の質問に対して文部大臣樺山資紀は次のように答えた。

山口高等学校が是まで人員二百名でございました、之を三百名に拡張したいと云ふ意見を起しました、さうして即ち本予算に請求致しまして出て居ります、九千なんぼだと思ひましたが請求してございます、それで此諸種の学校に付きましては誠に今日は必要なる緩急順序を逐ふてそれぞれ設備をしなければならぬと云ふ本官は意向を持ちます、今のやうに高等学校は先づ岡山と山口の高等学校が拡張になりますから、本年九月になりますと先づ多少幾部分か凌ぎが付きまして二百五十名位は中学校生徒を収容することが出来るだらうと考へます、然るに独り高等学校ばかりではない、実に今日は諸君も御承知あらせらるゝ通此国家の進運発達上に付きまして最も国の富強の基礎となる実業学校と云ふものが大層欠乏して居ることは御互に是は嘆息の至りでございます、因つて財政上の都合もございましたけれども政府に於きまして先づ多少繰合を附けまして此実業学校を増設し、且つ新設すると云ふことを経画しまして本年三十三年度の予算に追つて追加予算で提出する積でございます

(中略)

それから実業学校に付きましては高等商業学校、高等工業学校、高等農林学校、此三校を増設致しまする積で、是も追加予算で提出しまする今日は順序になつて居りますから不日御協賛を得たいと考えるのでございます、段々此学校の増設に付きましては各地方頗る熱心勃興の場合になりまして皆地方々々に依りまして有志なり地方の県会なり府会なり皆増設を土地其他の寄附を以てやりたいと云ふ希望であります、誠に本官に於きましては幸に思ふのでございます、又中央国庫に於きまして今のやうな際でございますから誠に幸なことでございます、此三十三年度に於きましては創設費杯は全く国庫より支出になりませぬで、総て寄附金なり土地の寄附なりに依つてやります、三十二年度三十三年度までは大抵寄附で創立しますから是は政府の支出にならぬことでございます、今のやうな訳でございますが、是も此両三年の間、国庫の支出に及ばぬ訳で、それぞれ増設経画をしましたならば宜からうと考へましたけれども、如何にせん将来に於てそれぞれ維持費があることでございますから必ず三十五六年度より段々国庫の支出にならなければならぬ、それでございしまする故に縦令此両三年の間、国庫の支出は要せずとも前途の維持上に関係を持ちますから、財政上今日は見込が立て

ませぬ故に、実に遺憾ながらも各地方の要求通応し兼ねると云ふやうな有様で、誠に本官に於ても遺憾ではございますが、今のやうな財政上が第一根本になる訳でございますから出来ませぬ、それで高等学校は丁度、山口の拡張、岡山の創設中でございますが、定て是では不十分である、甚だ今日教育上の発達に附てももう少し奮発して政府がやったならば宜からうと云ふ御意見があるかも知れませぬけれども、前途のことの即ち財政上に關係を致す訳でございますから已むを得ませぬ、それだけのことを概略申述べて置きます

樺山は、「九千なんぼ」の要求は、山口高等学校の定員増に伴うものであると説明した。第六高等学校と山口高等学校の拡張により中学校卒業生の収容可能数が増加する。確かに高等学校の新設は必要であるが、「国の富強」を考慮すると実業教育も重要である。ところが現状では欠乏しているため、実業学校の増設を計画して33年度予算に追加する予定である、とした。実業教育の振興については、地方から土地等の寄附で設置したいとの希望があり、国の財政状況からして幸いなことである。高等学校についても寄附金の申し出があるが、35、36年度からは維持費を国庫から支出することになる。従って、「遺憾ながら」、現状での高等学校の新設は避け、山口・岡山の定員増ということで妥協したい、と述べた。

これに対し、久保田は、「逆も一校を増設し僅に人数を増した位のことでは此要求に応ずることとは出来」ないとの考えを述べた。また、財政上の問題についても、「創立費は地方から寄附を致す、それから或る県に於ては経常費までも寄附を致す、斯う云ふことでありますから、今両三年の所は政府の支出金には聊か影響はない」のではないかと主張した。「或る県」とは、山口県のことも含まれると考えられるが、経常費を寄附金で賄っているのであれば、政府支出金は不要ではないかとの意見を述べた。久保田は続けて、

十年の財政経画と云ふものを昨年大蔵大臣から出されてありますが、それに依りますると三十三年度に於て新事業費及償金償却等と云ふ科目があって、そこに於て五百万円の金が財政上で充てゝある、それから三十四年度に於きましては千三百万円の金があります、それから五年度に於ては二千万円の金がある、六年度に於ては二千二百万円の金がある、斯う云ふことになって、さすれば今日必要なる所の高等学校を地方の寄附金で御立てになっても二十五六年（三十五六年カー鳥田註）以後は之を維持して行く上に差支あるまい、一学校に附いて五万円か六万円の金であるから左程困るやうなことはあるまいと考へますが、それでも矢張此教育の事業には是等の金は使ふことは出来ぬと云ふ理由があるならば其理由を御示になるやうに致したい

新事業費等で巨額の資金を充てているにもかかわらず、一校数万円の高等学校増設もできない点について説明を求めた。これに対し、樺山は

（前略）大学増設のことでございますが、是も高等学校と同一に今日の場合でございますから、どうも増設しますと云ふことも甚だ本官に於て見込も附きませぬで此年度には請求し

ませぬちやった、それから高等学校の設立等に付きまして創立費維持費までも地方より支弁すると云ふこともあると云ふ御話もございました、是も私も承っちよることもございます、是は兎角さうしますると云ふと殆ど県立と云ふ場合の高等学校になるので、それに付きましては未だ政府に於ても別段詮議もしませぬから今日はどうどうと云ふ見込のことを御答することは出来ませぬ、

と明言を避けた。つぎに久保田は、法令を遵守していない点について追及した。

山口の高等学校の規模を拡張すると云ふことで即ち八千九百円ばかり此予算に載って居りますが、是は当年始て此予算に載りましたので、金額は甚だ少いことでありますが、其関係は随分大きな関係であらうと思ひます、今日の現在の制度に依りますれば山口防長私立教育会からして此学校を維持するに足るだけの金額を政府に寄附して、さうしてそれを官立学校と同様に認められて居るのである、尚ほそれに附いて文部省からも訓令を出されて斯う云ふ学校は其学校を設立維持するに十分なる利子を生ずる所の確實なる基本金を寄附しなければ之を許可することはならぬと云ふ訓令が地方へ一般に出て居りますので、即ち此学校は一切寄附金を以て支弁すると云ふことになって居るので、それを此度国庫からして此学校に金を支給されると云ふことは現行の法令とは矛盾を致して居る、是はどう云ふ御詮議で斯様なことになるのであらうか、委しく御弁明を請ひたい

つまり、「諸学校通則」第1条の規定から、山口高等学校が文部省管理の学校であり、その学校を運営してゆくには「独立採算」でなければならないことを指摘したのである。

○政府委員（奥田義人君）御答を致しまするが、唯今久保田様の御質問になりました通に現今の法令とは矛盾を致して居ります、此予算が通過すれば現行の法令を改正する積であります

○子爵曾我祐準君 ちょっと承りたうございますが、予算が通過すれば法令を改正すると云ふのでありますか

○政府委員（奥田義人君）勅令で出て居りますで、此予算の通過を俟ちまして法令を改めると云ふ……

予算が通過すれば法令を改正するということについては、これ以上追及はされなかった。久保田はさらに、

もう一つ伺ひたいことは、山口の学校を拡張するために即ち高等学校を増設するために、山口の学校を拡張されると云ふことは、それも宜しうございませうが、併し此予算を見ると山口から寄附する所の金は減って居る、昨年は三万円寄附を致した、それが今年は五千元減って居る、それから前年度繰入金も二千五百円であったのが当年は千円減って居る、詰り六千円山口県から出す金は減って居る、一方には減して置いて、向ふから出す金は減して置いて、さうして政府から之を是非補給をしなければならぬと云ふことと理由とは少し矛盾をして居

るやうに思ひます、それは如何でありませうか、尚ほさう云ふ方の側から申せば、例へば今日高等学校を設けるにしても政府の財政の許さぬがために地方から寄附金を致す、師範学校を建てるにしても、実業学校を建てるにしても、政府の財政の困難のために地方から寄附金を致して居る、然るに山口県の高등학교に限っては山口県よりは少も金は出さない、さうして国庫よりは是非此金を出してやると云ふことは少し他の県と権衡を失して居りはしないかと私は考へる、それは如何なものであらうか、それから今一つ山口の高등학교と鹿児島造士館と云ふものは是は相並んで同時に出来たもので、同じ事情の下に出来たものである、然るに鹿児島造士館は折角発達をして居る際に臨み文部省から高등학교令の改正に遇ふて、其ために文部省から潰されてしまった、鹿児島造士館の教員生徒に於ては非常な不幸を被って居る、山口の高등학교は其時に高등학교の規則を遵奉しなかつた、即ち専門学科と云ふものを置くべきであるのを置かず置いて、さうして延期を請うて居りました、それで今日まで段々続いて来た所が、又此高등학교の主義が變つて来て、山口学校を潰さなかつたのが甚だ得策であつた、教育のために得策であつた、それから全国の教育のためにも宜かつた、鹿児島は文部省の命令に従つて廃したために大変な不幸を被つた、それで鹿児島では今度更に造士館を置くと云ふ経画を承つて居るさう云ふ次第でありますから鹿児島造士館をも共に補給をされて鹿児島造士館は其儘にして置くのは如何なることであるか、それ等の所を委しく御説明を請ひたい

寄附金の減額を補填するために、山口県にだけ国庫から支出するのはどうかとの疑問を投げかけた。ただでさえ政府の財政が窮乏している中、鹿児島造士館の例を引き合いにして、山口県にだけ国庫から出すのは権衡を欠いているとの指摘である。寄附金の減額について疑問を呈した久保田に対し、政府委員の奥田義人は、防長教育会の財政事情を以下のように説明した。

此山口高등학교の資金のことは多分久保田さんに於ても御承知あらせられることでありませうが、従来諸種の株券杯では是は成立つて居りましたのでありますが、其財産を確実に致しするがために悉く公債証書に致しました、それ故に防長教育会の資金より生じます所の利子と云ふものに減額を生じて参りました、そこで従来は三万円其利子より寄附になつて居りましたのが其減額のために二万五千円よりほか寄附することが出来ぬと云ふことになりましたのでございます、それで此減額を補足致しますると、それから又一方に於て従来三百人の定員の生徒を五百人に増しまするとで今度の支出金を要する訳に相成つて居るのであります、

奥田は、「諸種の株券」を公債証書に転換したため、従来通りの金額を寄付することが不可能になつたことを説明した。また、寄附金の性格について「強てこちらから寄附金は出させることは出来ぬ性質のもの」とした上で、以下のように政府支出の必要性を訴えた。

山口県より致しまして此山口高등학교のために斯く々々の寄附をすると云ふ申出があります

るならば無論政府は許可をするであらうと思ひますが、今日までは左様な申出がありませぬに依て、其事がならず居る訳であります、で其寄附金を為す場合に於ては無論又政府より支出をして補足をしなければならぬ必要はないかも知れませぬけれども、目下は左様なことがありませぬに依って此学校を維持して、さうして尚ほ又之を拡張して行くには是だけの費額の支出をしなければならぬと云ふ主意より之を提出致したのであります

○久保田讓君 県に政府から交渉になって居りますか、金を出すことが出来るか出来ぬかと云ふことを……

○政府委員（奥田義人君）したことはありません

○久保田讓君 併し是まで段々交渉になったことがあります

○政府委員（奥田義人君）したことはありません、寄附金と云ふものは向ふから交渉をして掛ると云ふことは是までありません

以上のような議論を経て、文部省所管の、山口高等学校への政府支出金、8,909円は原案通り通過した。また、「現行の法令を改正する」ことについては、「勅令第三百三十六号寄附財産を以て設置する官公立学校に関する規定」（明治33年3月30日）の制定により「諸学校通則」が廃止されることで決着した²⁷⁾。

第一条 学校を設置維持する為財産を国府県郡又は市町村に寄附し学校の設置維持を願出たる者あるときは国府県郡又は市町村は其の寄附財産を受け寄付者の指定したる学校を設置維持することを得

第二条 本令に依り設置する公立学校の会計は特別会計と為すへし

（中略）

第六条 国府県郡又は市町村は本令に依り設置したる学校の毎年度経費中職員の俸給に要する費用に充つる為め一般会計より補足を為すことを得

（中略）

附則

第九条 本令は明治三十三年四月一日より之を実施す

第十条 諸学校通則は之を廃止す

但し同令第一条に依り設置したる学校及書籍館は仍一箇年以内存続することを得

結果、防長教育会からの寄附金は3万円から2万5千円に減額することが決まったが²⁸⁾、教育会としては商議員制度の廃止に伴い学校運営に関与できなくなった²⁹⁾。学校運営に関与できない以上、教育会の意向としては完全に国庫へ移管し、名実共に官立とすることを希望した³⁰⁾。一方、政府としては、国家財政の窮乏という問題を抱え、また学校系統問題として、実業専門学校の増設を菊池文相が急務としていた。したがって防長教育会の寄附減額は政府にとって大きな打撃となった。

(3) 高等商業学校への転換

寄附金を廃止し完全に官立とするという教育会の意向、一方、寄附金廃止は避けたい文部省側の意向、双方は平行線をたどった。防長教育会としては明治35(1902)年11月1日の理事会において、「仮令或る種の学校の開設あふも、深くその間に立入るが如きは常に負担を重くするのみならず、徒に冤を買ふに過ぎざれば、将来に処し常に間接の位置に立ちて幫助をなすに努め、成る可く直接の関係を帯びざること注意すべきなり」³¹⁾と消極的態度を示していた。

明治36(1903)年8月11日、防長教育会会長毛利元昭は、文部大臣児玉源太郎に対して以下の願いを提出した³²⁾。

山口高等学校経費寄附金廃止の件に付願

山口高等学校の儀は明治三十三年勅令第三百十六号の規定に依り同三十四年三月財産寄附の上設置維持方相願ひ来候処其節御承認相成候約款第十に依り来る明治三十七年三月限り該寄附金相廢し度候間御認可被下度此段奉願候也

これに対し、児玉より「明治三十六年八月十一日付願山口高等学校経費寄附金三十七年度より廃止の件認可し難し」との回答があった³³⁾。その理由としては、「生徒の処分上明年度より寄附金を廃し候儀は所詮実行難相成候」とのことであった。また、岡田良平総務長官より、松本源太郎校長に対しては「職員生徒等不安の念を懐き候様之儀も有之候」との懸念が示された。しかし、防長教育会としても未解決のままおく訳にもいかず、翌明治37年2月22日、再度願いを提出した³⁴⁾。

山口高等学校寄附金に関し再願

客年八月十一日付を以て山口高等学校経費寄附金廃止の件願出候処同年九月五日付を以て認許難相成旨御指令相成候に付尚熟考仕候得共到底維持の目途不相立候間前願之通り約款第十に依り三十六年限り断然寄附金相廢し度候間御承認被下度此段再願候也

高等学校新入生募集の公示、会計年度の更新も迫っており、本格的な交渉にうつった。結果、文部次官木場貞長より、「同校に於ては本年より生徒の募集を止め現在生徒卒業の後は寄附金廃止の儀認可相成るべきことに決定致候」との回答が得られた³⁵⁾。

同年5月20日の『読売新聞』には「山口高等学校の廃止準備か」と題する、以下のような記事がみられる³⁶⁾。

文部省は昨日の官報を以て各高等学校生徒募集の件を告示したるが其中山口高等学校のみは生徒を募集せざること、せり元來同校は世人の知る如く毛利公初め山口県出身者の団体なる防長教育会の寄附金に依りて成立したるものにして去る三十三年以来職員の俸給額に限り国庫の補助を受くるものなり尤も当初は主として山口県下の子弟を入学せしめ定員に満たざる場合に於て他府県の子弟を取容したるも近來其特権を廢止せられたる結果他府県の子弟は常に全数の三分の二以上に上り随て山口県下の者にして却て他の高等学校に就くの已むを得ざ

るに至りたれば此くては折角の大金を寄附するの理由もなきに至りたりといふを以て其寄附を止めんと議あり而して又文部省側にては如何にするも特権の回復は許容すべからずと主張して互の意思疎通せず其ため今度の生徒募集を中止したる次第にて追ては廃止するの下心なるやの説あり（後略）

明治37(1904)年10月、山口高等学校を高等商業学校に変更することが閣議決定された。その直後、文部次官木場貞長より以下の5点が提案され、防長教育会もこれを約諾した³⁷⁾。

- 一 文部省に於て来年度より山口高等学校を高等商業学校に改むること
- 一 教育会よりは現在の契約に依る三十九年度迄の寄附の外、更に壹年度分即ち貳万五千元を増加寄附すること但し場合により四十年度を貳万円とし、三十九年度を参万円とすることもあるべし
- 一 右の外建築修繕標本図書費等として参万円の寄附を希望す、但し此の金額は可成三年間に文部省希望の時機に於て差出されたきも年割を協議するは妨なし
- 一 将来山口県内に該校の存在する限り現在の土地建物図書其他を寄附すること
- 一 右の条件にして協定せらるゝ時は、政府は将来国費を以て該校を維持継続する方針なること

明治37(1904)年12月22日、午前9時33分より、第21回帝国議会貴族院予算委員会第三分科会（内務省・文部省所管分）が開催された。文部大臣となった久保田譲（在任期間、明治36年9月22日～明治38年12月14日）は明治38年度の文部省予算について説明を行った。予算額は523万円、前年度予算に比べ全体としては133万円の減額であったが、増額した項目としては、諸学校・図書館の支出金21万円であった。これは、直轄学校において、「生徒は段々増加して進級いたして参るに従ひまして毎年専門の教員の増員、其他授業上に必要なる所の経費を増額して参らんければならぬこと」になった結果であり、「已むを得ぬ」ことであると説明した³⁸⁾。しかし、一方において、授業料の増額、学校そのものの収入が増加したので、政府支出金は4万円の減額となった。

諸学校及図書館に關係する予算説明の後、久保田は山口高等学校のことについて以下のように述べた。

此学校は当初防長教育会より其校舍敷地及器具書籍等を政府に寄附し且つ毎年経常費中に二万五千元を寄附いたして、其寄附金、学校の収入金及政府の支出金、之を以て山口高等学校を維持して参りました、然るに防長教育会が今後は其寄附を中止して止めたいと云ふことを政府へ申出ました、段々交渉を致しましたが、どうしても寄附を続けることが出来ぬから止めたいと云ふことを懇願いたしました、それに付きまして已むを得ざることでありますから政府は三十七年度に於ては生徒の募集を見合せました、然るに今日の時勢に顧みまして商業教育を大に振興拡張して参る所の必要なることは勿論でありまして、殊に東亜の貿易に従事

すべき人間を拵へると云ふことは最も急務中のこと、考へましたに付きましては、若し山口高等学校の校舎校地等を挙げて此目的に供用して行くときには比較的少額の経費を以て今日に最も急要なる所の商業教育の施設をなし得ることになります、それに付きまして政府は更に防長教育会と交渉を重ねました結果、防長教育会は政府は高等学校と同等以上の官立の専門学校を設置維持することを決する以上は其学校の種類は政府の意見に任せて其校地校舎等の寄附を政府に継続し、且つ三十八年度より四十年度に至りますまで毎年二万五千円の割合を以て経常費中に寄附する、且つ別に此商業高等専門学校の準備の費用として二万円を政府に寄附すると云ふことを申出でました、それ故に政府は三十八年度に於て現在の学校を高等商業学校と致しまして、生徒の募集に著手することに致しました、斯の如く致しますれば四十年度に至るまで年々少額の政府支出金を以て経費を維持することが出来まして、四十一年度に至って始めて此経常費の全部を国庫で負担すると云ふことになりますのでございます防長教育会が寄附中止を求め、政府は交渉を重ねたが、明治37年度において、山口高等学校の生徒募集を停止した。現状を鑑み、「東亜の貿易に従事」できる人材を養成するという観点から、校地・校舎の寄附を継続して、高等商業学校を設置する運びとなった。これにより「比較的少額の経費を以て」高等商業学校を設置できると説明した。その財源については、38年度から40年度までは、防長教育会より毎年2万5千円の寄附を受け経常費を賄う。これとは別に準備費用として2万円を寄附することを防長教育会が申し出た。明治41年度からは経常費すべてを国庫で負担する。つまり、高等商業学校の初期経費については大半を防長教育会が負担することとなったのである。

この予算説明に対し、内藤宇兵衛より以下のような質問があった。

政府委員から詳細の御説明でありまして、誠に能く分りまして種々伺ひたいことも御陳述に依りまして氷解いたしました、それで私は国务大臣に御方針を伺ひたいことがあります、それは私立学校と云ふものが近来大分発達して既に専門学校なども続々出まするやうでございます、けれども其实業即ち機械を用いますとか、其他設備に大分費用を要する学校と云ふものは誠に振はないやうであります、是はどう云ふ訳かと言へば即ち経費が足りないからして十分なる専門学校は出ないかと思ひます、然らば其収入が多くなるやうに月謝を増して収入を多くしたならば設備も出るだらうと云ふ御考もあるかも知れませぬが、併し官立学校の完全なる教育を受ける月謝と云ふものと権衡を得つゝ収入をしなければ到底生徒が集まることが出来ませぬと思ふ、それで其官立学校の方にもそれゝの嚴重なる入学試験の制度等もあって、それでそれに這入り得ないものは大分私立学校に這入らなければならぬ、其私立学校と云ふものは唯今申しますやうな、設備に大分の金を要する学校でなく、或は法律学校とか又文学学校とか云ふ外はさうありませぬ、けれども生徒と云ふものが矢張り実業の教育を受けるものが大分なくて専ら文学とか或は法律とかを学ぶ生徒が世の中に沢山になって参ります

ると、其者共の成功しませぬ者も大分世間に散布するやうになりますと、自然面白くない結果を得るだらうと思ひます、それでどうか此日本の財政と云ふものもさう裕かでもありませぬものですから、此官立学校の如きものは追々独立の維持が出来るやうに即ち収入を増すやうに幾分か月謝等も増した趣であります、さりながら官立学校が独立して行々は経営すると云ふ御方針かどうか了解いたしませぬ、それで此官立学校の収入をもそと増すやうにしますれば第一には官立学校の独立が出来、従つては此私立の学校の収入も増すことになりますから、自然官立の学校の他に私立も出るだらうと思ひます、矢張り今の政府は今の御方針で官立学校と云ふものを持続なさる思召でありますか、或は追々月謝を上げなさる所から、逐次収入を増してからに独立の御経営をなさる思召でありますか、其辺の所を御説明を得たいと思ひます

内藤は、専門学校の現状について指摘した。①「機械を用ひますとか、其他設備に大分費用を要する」ため私立の専門学校は「振るはない」。②私立学校において「月謝」を増額し、収入増を図ればよいかという、これは官立学校との権衡を失うことにつながる。③自然、私立の専門学校は「法律学校とか又文学学校とか」の種類が増加し、卒業生のなかには「成功しませぬ者も大分世間に散布」するようになる。④政府の財政状況も逼迫している。現状を考慮すると、官立で収入を増やし独立採算にすることが望ましいが、政府としてはどのような方針を取るのか、詰め寄った。

これについて久保田は、「余程重要な問題」であるとし、「成るべく自分で収入を得」るのが理想であるとしながらも、「近き将来に於て生徒より得る収入を以て学校を独立させることが出来るかと云ふ御問に付ては今日は遺憾ながら其御答をすることは出来ませぬ」と明確な回答は避けた³⁹⁾。

3. 財源・使途

(1) 予算書の検討

では、予算書の上ではこれらの議論がどのように反映されていたのだろうか。明治38(1905)年度の予算書から、山口高等商業学校創設に関わる歳入歳出を検討する。「明治三十八年度文部省所管山口高等学校歳入歳出予定計算書」には、歳入歳出に関する若干の説明と、予算が示されている。歳入については、以下の通り記されていた⁴⁰⁾。

明治三十八年度文部省所管山口高等学校歳入予定計算書に於て算定する所の

本年度歳入予定額合計は 54,173.000

なり今之を

前年度歳入予定額合計 51,550.000

に比較すれば

2,623.000

を増加す

但本年度並前年度とも臨時部なきを以て前記は即ち經常部の額なり

今茲に文部省所管山口高等学校歳入予定額に関する重要な事件を摘記すれば左の如し

歳入經常部に関する件

一 歳出の部に於て説明する如く商業科開設の為授業料の収入あるも大学予科生徒の減するに依り授業料貳千六百六円入学料百八拾円寄宿生徒の少きに依り寄宿料百五拾円合計貳千九百参拾六円を減するも商業科志願者より試験料を徴収するに付試験料四百円土地貸下料の収入あるに依り土地家屋貸下料貳拾七円合計四百貳拾七円を増すに依り差引諸収入に於て貳千五百九円を減す

一 本年度に於ては前年度支出残金の繰入多きに依り用途指定寄付支出残金に於て五千百参拾貳円を増す

全体の増減としては、大学予科生徒の減少により授業料収入・入学料が減、また寄宿生の減少にともない寄宿料が減少した。増加については、新設された商業科の試験料や、土地・家屋貸し下げ料などがあげられる。さらに、用途指定寄付金の残金が示されている。歳入表については【表1】の通りである⁴¹⁾。

明治37年・38年、両年とも經常歳入の半分かそれ以上を寄附金によって賄っていたことが分かる。防長教育会からの25,000円がおよそ50%を占める。授業料収入としては37年度において20%、38年度においては説明の通り減少しておりおよそ15%となった。また、政府支出金はおよそ30%弱を占めていた。

一方、歳出については以下のような説明がある。

明治三十八年度文部省所管山口高等学校歳出予定計算書に於て算定する所の本年度歳出予定

【表1】明治38年度 山口高等学校歳入予算

款	科目		38年度予定額		37年度許可額		比較の差	
	項	目	金額	比率	金額	比率	増	減
第一款 山口高等学校	第一項 政府支出金	第一日 政府支出金	14,169.000	26.2%	14,169.000	27.5%	0.000	0.000
	第二項 諸収入	第一日 授業料	7,950.000	14.7%	10,556.000	20.5%	0.000	2,606.000
		第二日 試験料	400.000	0.7%	0.000	0.0%	400.000	0.000
		第三日 寄宿料	600.000	1.1%	750.000	1.5%	0.000	150.000
		第四日 土地家屋貸下料	27.000	0.0%	0.000	0.0%	27.000	0.000
		第五日 雑収入	145.000	0.3%	145.000	0.3%	0.000	0.000
		入学料	0.000	0.0%	180.000	0.3%	0.000	180.000
第二款 用途指定寄付金	第一項 用途指定寄付金	第一日 学校費寄付	25,000.000	46.1%	25,000.000	48.5%	0.000	0.000
第三款 前年度繰入金	第一項 用途指定寄付支出残金	第一日 学校費寄付	5,882.000	10.9%	750.000	1.5%	5,132.000	0.000
	歳入合計		54,173.000	100.0%	51,550.000	100.0%	2,623.000	0.000

〔国立公文書館蔵「明治三十八年度文部省所管山口高等学校歳入歳出予定計算書」を基に作成。なお、表中「比率」については鳥田が付記した(以下同様)。〕

額は

54,173.000

なり今之を

前年度歳出予定額合計

51,550.000

に比較すれば

2,623.000

を増加す是れ

本年度経常歳出額

54,173.000

を以て前年度経常歳出額

49,450.000

に比較すれば

4,723.000

を増加し

本年度は臨時歳出額なきを以て

前年度臨時歳出額

2,100.000

を減少するか故に差引

2,623.000

の増加を見るに依る

今茲に文部省所管山口高等学校歳出予定額に関する重要な事件を摘記すれば左の如し

歳出経常部に関する件

- 一 前年度より大学予科生徒を募集せざるも本年度より商業科を開設する等の為所要の俸給を計上するに付之か増加を要すると本年度は退官者多き見込に付退官賜金を要する多き等に依り俸給及諸給に於て貳千六百九拾円を増す
- 一 本年度に於て商業科開設の為授業上必要なる図書及標本の購入を要すると実験用品の増購を要するに依り庁費に於て七百四拾九円を増す
- 一 小破修繕を要する箇所多きに依り修繕費に於て貳百參拾參円八拾五錢を増す
- 一 医員囑託手当の増加及雇員の増給を要すると被服費、賄費並電灯器具借料の増加を要する等に依り雑給及雑費に於て六百參拾參円拾五錢を増す
- 一 傭外国教師一人傭替を要するに依り諸外国人諸給に於て四百拾七円を増す

歳出臨時部に関する件

- 一 本年度に於ては建物の新営を要せざるに依り新営費に於て貳千百円を減する

【表 2】をみると、教官俸給がおよそ 5 割を占めており、「雑給」および「傭外国人諸給」など

も含め人件費でおよそ75%にのぼる。「庁費」の内訳をみると、最も多額を占めた備品費がおおよそ6,000円で約10%を占めている。東京高等工業学校や盛岡高等農林学校と比較すると（【表3】～【表6】参照）、山口高等商業学校の「庁費」は低額に抑えられており、比率としても低い。

【表2】明治38年度 山口高等学校歳出予算

科 目			38年度予定額		37年度許可額		比較の差			
款	項	目	金額	比率	金額	比率	増	減		
經常部	第一款 山口高等学校	第一項 俸給及諸給	第一目 事務官俸給	4,300.000	56.2%	4,000.000	53.8%	300.00	0.00	
			第二目 教官俸給	25,080.000		23,640.000		1,440.00	0.00	
			第三目 退官賜金	1,000.000		50.000		950.00	0.00	
			第四目 死亡賜金	45.000		45.000		0.00	0.00	
		第二項 庁費	第一目 備品費	5,886.000	16.7%	5,302.000	16.1%	584.00	0.00	
			第二目 印刷及製本費	197.000		197.000		0.00	0.00	
			第三目 消耗品費	568.000		568.000		0.00	0.00	
			第四目 実験費	745.000		580.000		165.00	0.00	
			第五目 通信運搬費	174.000		174.000		0.00	0.00	
			第六目 寄宿舎費	1,407.000		1,407.000		0.00	0.00	
			第七目 卒業証書授与式費	50.000		50.000		0.00	0.00	
		第三項 修繕費	第一目 各所修繕	2,000.000	3.7%	1,766.150	3.4%	233.85	0.00	
		第四項 死傷手当	第一目 死傷手当	1.000	0.0%	1.000	0.0%	0.00	0.00	
		第五項 賠償及訴訟費	第一目 賠償金	1.000	0.0%	1.000	0.0%	0.00	0.00	
			第二目 訴訟費	1.000		1.000		0.00	0.00	
		第六項 諸収入過誤納下戻	第一目 諸収入過誤納下戻	1.000	0.0%	1.000	0.0%	0.00	0.00	
		第七項 旅費	第一目 内国旅費	1,132.000	2.1%	1,132.000	2.2%	0.00	0.00	
		第八項 雑給及雑費	第一目 給与	662.000	8.2%	530.000	7.3%	132.00	0.00	
			第二目 官吏療治料	1.000		1.000		0.00	0.00	
			第三目 雇員給	1,620.000		1,404.000		216.00	0.00	
			第四目 備人料	1,572.000		1,563.450		8.55	0.00	
			第五目 被服費	96.000		48.750		47.25	0.00	
			第六目 雑費	467.000		237.650		229.35	0.00	
		第九項 備外国人諸給	第一目 俸給	6,417.000	13.2%	6,000.000	13.1%	417.00	0.00	
			第二目 旅費	750.000		750.000		0.00	0.00	
		臨時部		新営費	0.000	0.0%	2,100.000	4.1%	0.00	2,100.00
		歳出合計			54,173.000	100.0%	51,550.000	100.0%	2,623.00	0.00

〔明治三十八年度文部省所管山口高等学校歳入歳出予算計算書〕（国立公文書館蔵）を基に作成）

【表3】明治38年度 盛岡高等農林学校歳入予算

科 目			38年度予定額		37年度許可額		
款	項	目	金額	比率	金額	比率	
経常費	第一款 盛岡高等農林学校	第一項 政府支出金	第一目 政府支出金	45,782.000	81.1%	26,608.600	59.3%
		第二項 諸収入	第一目 授業料	4,500.000	8.0%	1,350.000	3.0%
			第二目 試験料	400.000	0.7%	200.000	0.4%
			第三目 利益金	218.000	0.4%	0.000	0.0%
			第四目 雑収入	522.000	0.9%	0.000	0.0%
臨時費	第一款 図書機械及標本費受入金	第一項 政府支出金	第一目 政府支出金	5,000.000	8.9%	16,675.000	37.2%
歳入合計			56,422.000	100.0%	44,833.600	100.0%	

〔明治三十八年度文部省所管盛岡高等農林学校歳入歳出予算計算書〕(国立公文書館蔵) を基に作成

【表4】明治38年度 盛岡高等農林学校歳出予算

科 目			38年度予定額		37年度許可額		
款	項	目	金額	比率	金額	比率	
経常部	第一款 盛岡高等農林学校	第一項 俸給及諸給	第一目 事務官俸給	4,000.000	50.8%	3,256.000	32.4%
			第二目 教官俸給	24,600.000		11,218.000	
			第三目 退官賜金	8.000		7.500	
			第四目 死亡賜金	45.000		45.000	
		第二項 庁費	第一目 備品費	6,495.000	22.6%	4,270.000	19.2%
			第二目 印刷及製本費	300.000		145.000	
			第三目 消耗品費	1,585.000		1,360.000	
			第四目 実験費	1,356.000		856.000	
			第五目 通信運搬費	267.000		167.500	
			第六目 家畜費	1,242.000		901.000	
			第七目 肥料購買費	555.000		425.000	
			第八目 種苗購買費	225.000		166.750	
		第三項 修繕費	第一目 各所修繕	1,000.000	1.8%	200.000	0.4%
			第四項 死傷手当	第一目 死傷手当	1.000	0.0%	1.000
		第五項 賠償及訴訟費	第一目 賠償金	1.000	0.0%	1.000	0.0%
			第二目 訴訟費	1.000		1.000	
		第六項 諸収入過誤納下戻	第一目 諸収入過誤納下戻	1.000	0.0%	1.000	0.0%
		第七項 旅費	第一目 内国旅費	1,050.000	1.9%	650.000	1.4%
		第八項 雑給及雑費	第一目 給与	1,405.000	13.5%	330.000	8.9%
			第二目 官吏療治料	1.000		1.000	
第三目 雇員給	1,620.000		1,260.000				
第四目 傭人料	3,901.000		1,984.450				
第五目 被服費	174.000		108.000				
第六目 雑費	539.000		303.400				
第九項 学生費	第一目 生徒実地研究費	350.000	0.6%	200.000	0.4%		
臨時部	第一款 図書機械標本費	第一項 図書機械及標本費	第一目 図書費	1,000.000	8.9%	1,000.000	37.2%
			第二目 機械費	3,500.000		11,750.000	
			第三目 標本費	500		1000	
			家畜費	0		2925	
歳出合計			56,422.000	100.0%	44,833.600	100.0%	

〔明治三十八年度文部省所管盛岡高等農林学校歳入歳出予算計算書〕(国立公文書館蔵) を基に作成

【表5】明治37年度 東京高等工業学校歳入予算

科 目			37年度予定額		38年度許可額		
款	項	目	額	比率	額	比率	
經常部	第一款 東京高等工業学校	第一項 政府支出金	第一目 政府支出金	86,821.135	67.2%	81,134.385	65.5%
			第二目 工業教員養成費支出金	14,028.000	10.9%	14,028.000	11.3%
		第二項 諸収入	第一目 授業料	9,030.500	7.0%	7,402.000	6.0%
			第二目 試験料	1,000.000	0.8%	1,000.000	0.8%
			第三目 利益金	1,800.646	1.4%	1,453.860	1.2%
			第四目 生徒養成費収入	640.000	0.5%	3,000.000	2.4%
			第五目 雑収入	4,288.499	3.3%	4,587.535	3.7%
		第三項 実験製品収入	第一目 製品払下代	7,500.000	5.8%	7,500.000	6.1%
			第二目 雑収	500.000	0.4%	500.000	0.4%
		第二款 用途指定寄付金	第一項 用途指定寄付金	第一目 奨学費寄付	96.000	0.1%	37.000
	第三款 特別資金繰入金	第一項 奨学資金	第一目 奨学資金	3,384.000	2.6%	3,210.000	2.6%
	第四款 前年度繰入金	第一項 用途指定寄付支出残金	第一目 奨学費寄付	30.000	0.0%	0.000	0.0%
	經常部合計			129,118.780		123,852.780	
臨時部	第一款 機械費受入金	第一項 政府支出金	第一目 政府支出金	25,650.000		37,650.000	
歳入合計			154,768.780		161,502.780		

(文部省「明治三十七年度文部省所管歳入歳出予算書」(国立国会図書館蔵)を基に作成)

【表6】明治37年度 東京高等工業学校歳出予算

科 目			37年度予定額		38年度許可額		
款	項	目	額	比率	額	比率	
經常部	第一款 東京高等工業学校	第一項 俸給及諸給	第一目 事務官俸給	5,400.000	40.4%	4,900.000	38.7%
			第二目 教官俸給	46,600.000		42,900.000	
			第三目 退官賜金	77.000		77.000	
			第四目 死亡賜金	45.000		45.000	
		第二項 庁費	第一目 備品費	12,748.700	24.7%	13,205.700	26.1%
			第二目 印刷及製本費	421.800		421.800	
			第三目 消耗品費	6,297.850		6,297.850	
			第四目 実験費	11,657.000		11,657.000	
			第五目 通信運搬費	616.000		616.000	
			第六目 卒業証書授与式費	125.000		125.000	
		第三項 修繕費	第一目 各所修繕	1,250.000	1.0%	1,250.000	1.0%
		第四項 死傷手当	第一目 死傷手当	17.200	0.0%	17.200	0.0%
		第五項 賠償及訴訟費	第一目 賠償金	1.000	0.0%	1.000	0.0%
			第二目 訴訟費	1.000		1.000	
	第六項 諸収入過誤納下戻	第一目 諸収入過誤納下戻	13.000	0.0%	13.000	0.0%	
	第七項 旅費	第一目 内国旅費	685.400	0.5%	685.400	0.6%	
	第八項 雑給及雑費	第一目 給与	576.000	16.4%	576.000	17.0%	
		第二目 官吏療治料	5.000		5.000		
		第三目 雇員給	7,080.000		7,152.000		
		第四目 傭人料	12,737.930		12,675.750		
第五目 被服費		120.000	110.180				
第六目 雑費		654.900	594.900				
第九項 学生費	第一目 生徒実地研究費	444.000	0.3%	444.000	0.4%		
第十項 備外国人諸給	第一目 俸給	7,200.000	7.8%	7,200.000	7.1%		
	第二目 手当	960.000		960.000			
	第三目 旅費	1,875.000		675.000			
第十一項 実験製品費	第一目 実験製品費	8,000.000	6.2%	8,000.000	6.5%		
第二款 用途指定費	第一項 用途指定費	第一目 奨学費	3,510.000	2.7%	3,247.000	2.6%	
經常部合計			129,118.780	100.0%	123,852.780	100.0%	
臨時部	第一款 機械費	第一項 機械費	第一目 機械費	25,650.000		37,050.000	
			標本費	0.000		600.000	
歳入合計			154,768.780		161,502.780		

(文部省「明治三十七年度文部省所管歳入歳出予算書」(国立国会図書館蔵)を基に作成)

(2) 財源・使途

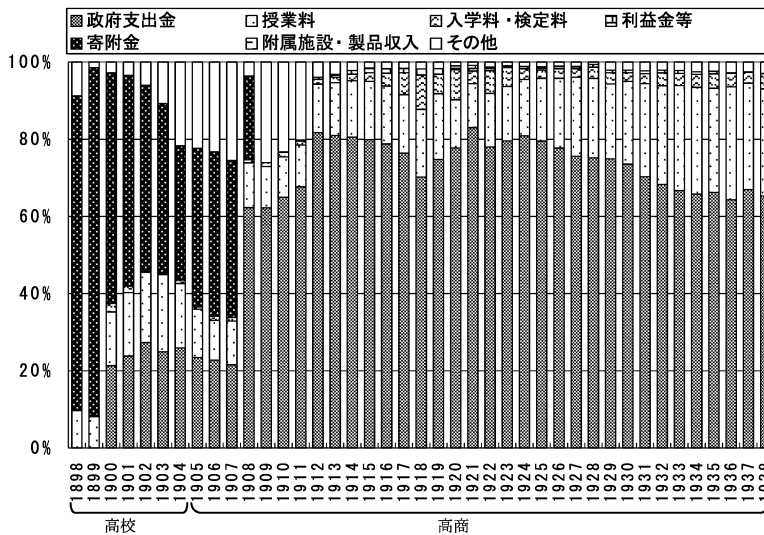
つぎに、『文部省年報』上巻所収の「経費」から、明治31(1898)年から昭和13(1938)年まで41年間の、直轄学校の財源と使途について検討する。歳出・歳入項目は学校により、また年度により異なっており、多岐にわたる。これを【表7】の通り、分類し直した。

【表7】歳出・歳入項目の分類

分類		『文部省年報』中の項目
歳入	政府支出金	政府支出金
	授業料	授業料
	入学科・検定料	試験料及入学科・検定料・実習料等
	利益金等	利益金
	寄附金	用途指定寄附金、用途指定寄附支出残金
	附属施設・製品収入	実験農場収入・実験製品収入・病院収入・受託製品収入
	その他	其他ノ収入、支出未済金、清国学生養成費受入金・支那学生養成受入金、前年度繰越、生徒奨励金、特別資金繰入
歳出	俸給・諸給・手当・旅費	俸給及諸給、旅費、雇外国人諸給、雑給及雑費、退官賜金・死亡賜金、死傷手当
	庁費・修繕費	庁費、修繕費
	生徒・学生費	生徒費
	病院費・附属施設費	病院費、学用患者費、実験製品費・受託製品費
	その他	其他の諸費、過誤納下戻、用途指定費

(各年度の『文部省年報』上巻を基に作成)

【図2】・【表8】は、1898(明治31)年から1938(昭和13)年までの山口高等学校—山口高等商業学校の経常歳入の推移である。1898、1899年においては、寄附金の比率が80～90%を占めてい



(各年度の『文部省年報』を基に作成)

【図2】山口高等学校・山口高等商業学校における経常歳入推移

【表 8】山口高等学校－山口高等商業学校の経常歳入額

西暦	学校名称	政府支出金	授業料	入学科・ 検定料	利益金等	寄附金	その他	合計
1898	山口高等 学校(旧)	0	2,797	32	0	23,553	2,524	28,906
1899		0	2,946	117	0	32,618	533	36,214
1900		8,909	5,834	919	0	25,000	1,164	41,826
1901		11,169	7,724	801	0	25,650	1,602	46,946
1902		14,169	9,459	173	0	25,000	3,094	51,895
1903		14,169	11,381	175	0	25,000	6,135	56,860
1904		14,169	9,163	498	0	19,000	11,890	54,720
1905	山口高等 商業学校	14,241	7,641	360	0	25,000	13,590	60,832
1906		13,346	6,054	622	0	25,000	13,671	58,693
1907		13,246	6,959	600	0	25,000	15,676	61,481
1908		39,281	7,309	484	0	13,700*	2,292	63,066
1909		42,435	7,290	693	0	0	17,757	68,175
1910		44,977	7,221	840	85	0	16,123	69,246
1911		47,885	7,595	741	265	0	14,234	70,720
1912		54,417	8,374	825	377	0	2,600	66,593
1913		53,216	9,013	924	494	0	2,072	65,719
1914		51,426	9,320	1,092	608	0	1,381	63,827
1915		51,495	9,720	1,413	784	0	1,007	64,419
1916		56,397	10,724	2,379	832	0	1,223	71,555
1917		54,773	10,894	4,050	864	0	1,134	71,715
1918		49,796	12,424	6,300	1,164	0	1,249	70,933
1919		61,790	14,087	4,188	1,176	0	1,404	82,645
1920		94,967	15,258	9,455	1,275	0	1,187	122,142
1921		116,177	15,965	4,525	2,051	0	1,209	139,927
1922		122,077	21,783	9,180	1,480	0	1,971	156,491
1923		129,034	22,898	7,940	708	0	1,585	162,165
1924		134,302	24,261	4,495	1,113	0	1,841	166,012
1925		138,134	28,210	3,705	1,502	0	2,122	173,673
1926		140,600	32,745	4,480	1,243	0	1,913	180,981
1927		135,536	36,765	3,835	1,167	0	2,051	179,354
1928		131,682	36,065	5,185	1,254	0	1,044	175,230
1929		155,186	40,170	6,030	1,354	0	4,358	207,098
1930		147,675	43,020	4,430	1,382	0	4,213	200,720
1931		141,876	48,639	5,160	1,483	0	4,622	201,780
1932		134,176	50,205	6,500	1,431	0	4,105	196,417
1933		132,852	54,180	6,210	1,431	0	4,364	199,037
1934		130,245	54,720	6,625	1,373	0	4,963	197,926
1935	144,997	59,050	8,125	1,502	0	5,229	218,903	
1936	130,602	59,510	7,080	354	0	5,533	203,079	
1937	139,911	57,680	5,785	217	0	5,377	208,970	
1938	132,327	56,285	7,945	101	0	5,964	202,622	

*用途指定寄付金残金

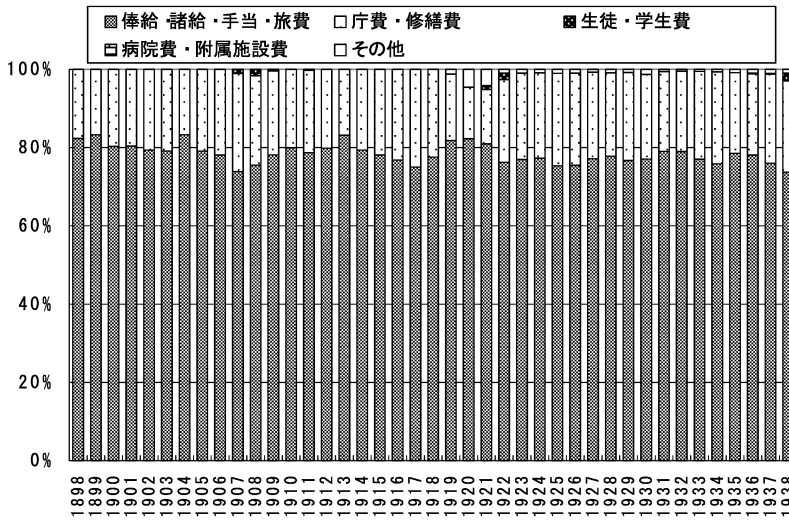
(各年度の『文部省年報』を基に作成)

た。1900～1907年においては政府支出金が20%を占めるようになり、寄附金の比率は40～50%台に低下した。久保田の説明にあった通り、1907(明治40)年までは、寄附金額25,000円が計上された。1909(明治42)年以降は、およそ7割を政府支出金と授業料収入で賄うにいたった。【図3】・【表9】は経常歳出の推移である。およそ8割が教員俸給などの人件費で占められており、2割は庁費となっていた。

【表9】山口高等学校－山口高等商業学校の経常歳出額

西暦	学校名称	俸給・諸給・手当・旅費	庁費・修繕費	生徒・学生費	その他	合計
1898	山口高等 学校(旧)	23,271	4,985	0	0	28,256
1899		26,493	5,320	0	0	31,813
1900		30,367	7,463	0	0	37,830
1901		35,720	8,732	0	0	44,452
1902		35,497	9,230	0	0	44,727
1903		35,989	9,502	0	1	45,492
1904		34,802	6,977	0	0	41,779
1905	山口高等 商業学校	37,778	9,985	0	0	47,763
1906		34,059	9,564	0	0	43,623
1907		33,639	11,400	500	0	45,539
1908		38,527	11,657	850	0	51,034
1909		45,322	12,428	250	0	58,000
1910		53,458	13,422	0	0	66,880
1911		55,423	14,834	0	150	70,407
1912		50,333	12,726	0	0	63,059
1913		51,992	10,532	0	0	62,524
1914		49,416	12,860	0	0	62,276
1915		49,257	13,829	0	0	63,086
1916		51,999	15,695	0	0	67,694
1917		50,823	16,927	0	0	67,750
1918		57,498	16,635	0	0	74,133
1919		66,593	13,792	0	1,005	81,390
1920		97,593	15,545	0	5,452	118,590
1921		113,477	19,390	1,395	5,859	140,121
1922		120,388	33,347	2,573	1,560	157,868
1923		122,577	35,177	0	1,544	159,298
1924		127,694	36,138	0	1,420	165,252
1925		130,375	40,856	0	1,789	173,020
1926		135,319	42,305	0	1,736	179,360
1927		135,957	38,964	0	1,266	176,187
1928		135,493	37,117	0	1,525	174,135
1929		157,524	46,302	0	1,613	205,439
1930		154,058	43,283	0	2,605	199,946
1931		159,408	41,267	0	1,066	201,741
1932		155,166	40,301	0	939	196,406
1933		152,235	44,437	0	1,003	197,675
1934		149,842	46,537	0	1,237	197,616
1935	167,377	43,965	0	1,779	213,121	
1936	154,695	41,089	600	1,785	198,169	
1937	156,184	46,739	543	2,041	205,507	
1938	147,847	46,793	4,190	1,831	200,661	

(各年度の『文部省年報』を基に作成)

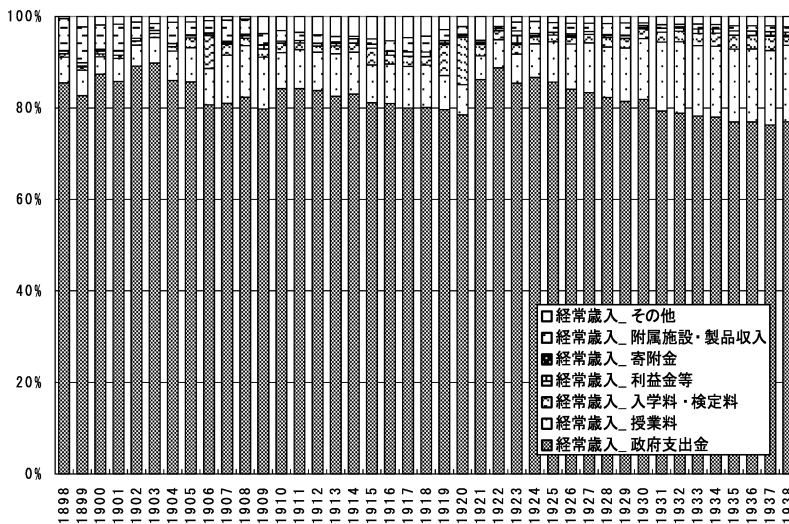


(各年度の『文部省年報』を基に作成)

【図3】山口高等学校・山口高等商業学校における経常歳出の推移

直轄学校のうち、工業、農業、商業に限定して、これらの財源と用途について比較してみる。

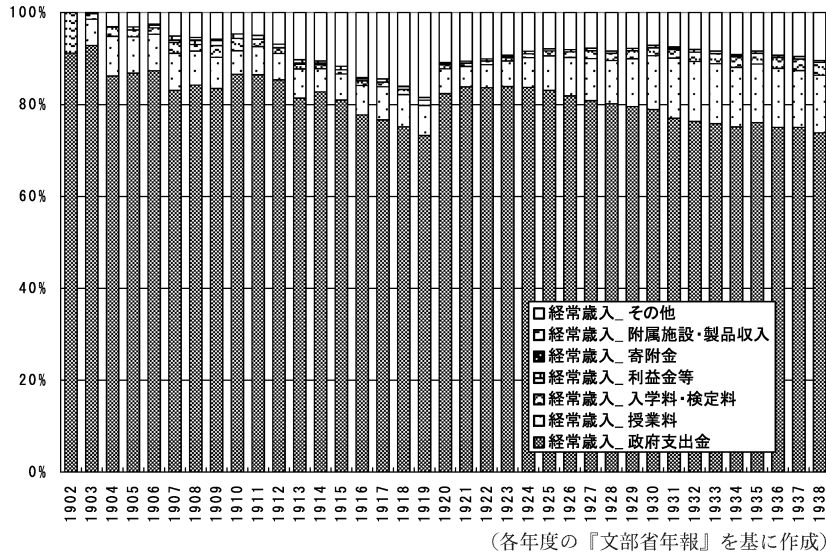
【図4】～【図6】は、官立実業専門学校における歳入の構成比を学校種別に示したグラフである。【図4】より、工業においては、政府支出金の比率がおおよそ80～90%を占めていたことが分かる。1920年代以降、授業料収入の比率の上昇にともない、政府支出金の比率は低下した。1938年には授業料の比率がおおよそ20%を占め、政府支出金の比率は80%を切った。【図5】の農業においても、政府支出金が高い比率を示しており、70～90%前後で推移した。【図6】より、商業については、政府支出金の比率が低いときで50%台、高いときでおよそ80%であり、工業・



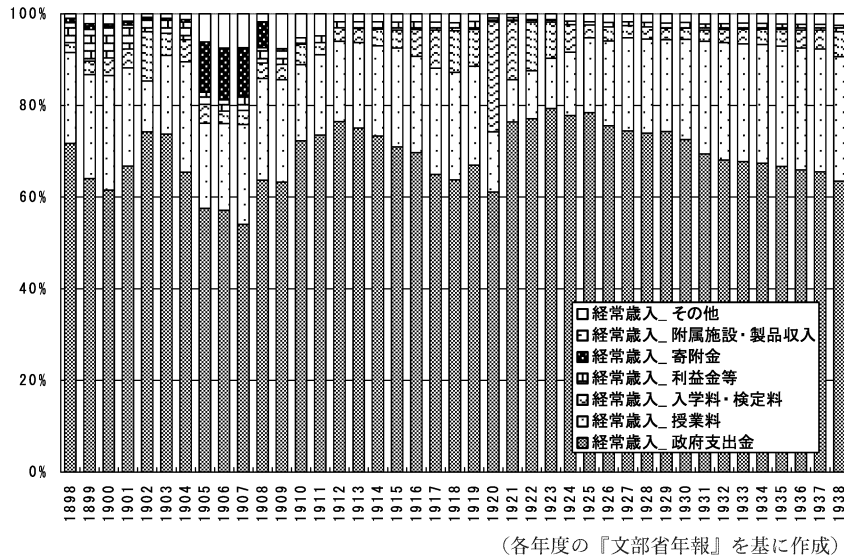
(各年度の『文部省年報』を基に作成)

【図4】官立実業専門学校(工業)の財源構成

農業に比べると低いことが分かる。一方で、授業料の比率は、高いときで30%近くに達していた。なお、1905～1908年において寄附金が目立つが、これは山口高等商業学校に対する防長教育会からの寄附金が大半を占める（【表10】参照）。



【図5】官立実業専門学校(農業)の財源構成



【図6】官立実業専門学校(商業)の財源構成

【表10】 高等商業学校の財源（1905－1908年）

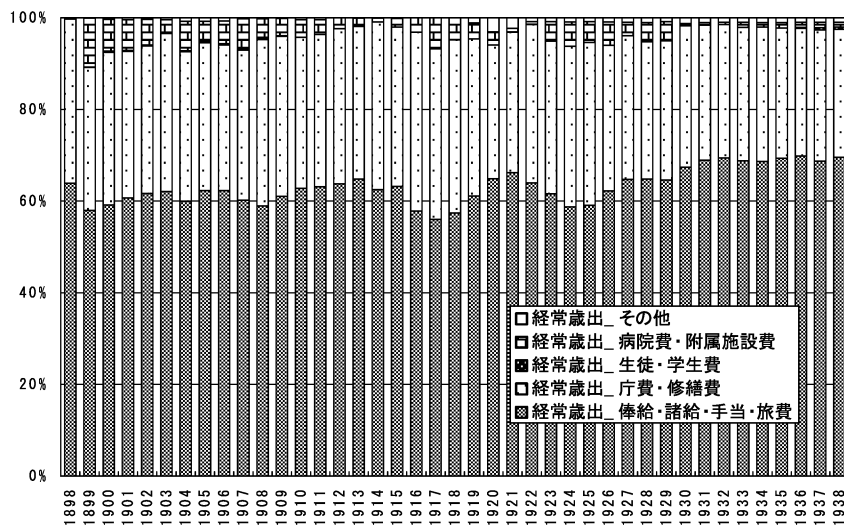
年代	学校名	政 府 支出金	授業料	試験料及 入学料・ 検定料・ 実習料等	利益金	其他ノ 収 入	寄附金	支 出 未済金	前年度 繰 越
1905	東京高等商業	58,931	31,388	4,590	10,196	1,124	1,588		1,114
	神戸高等商業	34,147	11,249	1,797	615	17	630		0
	長崎高等商業	16,231	1,905	1,616	0	9	0		0
	山口高等商業	14,241	7,641	360	0	650	25,000		12,940
1906	東京高等商業	58,308	34,815	5,363	10,552	1,127	1,664		5,350
	神戸高等商業	41,804	14,067	2,139	565	26	630		630
	長崎高等商業	37,891	5,456	662	0	11	0		0
	山口高等商業	13,346	6,054	622	0	602	25,000		13,069
1907	東京高等商業	52,431	38,620	6,057	11,293	1,180	2,094		991 ^{※2}
	神戸高等商業	41,524	15,024	2,826	653	14	0		0
	長崎高等商業	39,276	8,249	614	578	1,017	0		0
	山口高等商業	13,246	6,959	600	0	605	25,000		15,071
1908	東京高等商業	50,499	43,465	6,495	11,505	1,244	180		0
	神戸高等商業	48,997	15,198	4,128	778	372	500		0
	長崎高等商業	45,006	9,964	540	1,253	1,017	0		0
	山口高等商業	39,281	7,309	484	0	1,254	13,700 ^{※1}	1,038	0

※1 用途指定寄附支出残金

※2 特別資金繰入

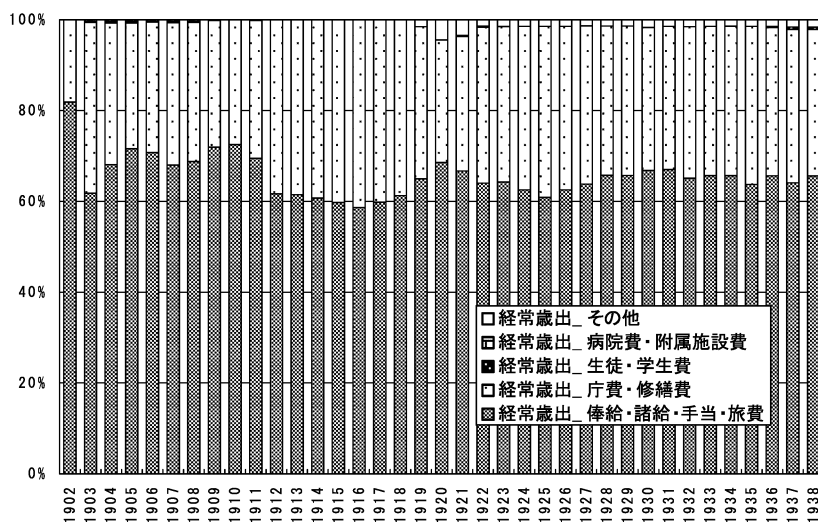
(各年度の『文部省年報』を基に作成)

次に、【図7】～【図9】から歳出をみる。歳出をみると、俸給・手当などの人件費と、庁費・修繕費などの設備費に二分できよう。工業・農業においては60%前後が人件費、30%前後が設備費であった。商業においては前者が80%前後、後者が20%前後であった。商業では、人件費の比率が、工業・農業に比べ2割程度高かったと言えよう。



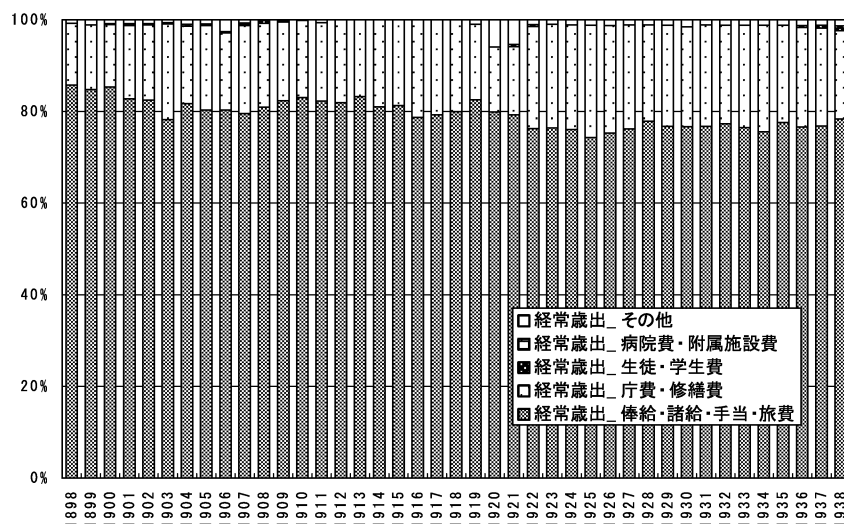
(各年度の『文部省年報』を基に作成)

【図7】 官立実業専門学校(工業)の使途



(各年度の『文部省年報』を基に作成)

【図8】官立実業専門学校(農業)の使途

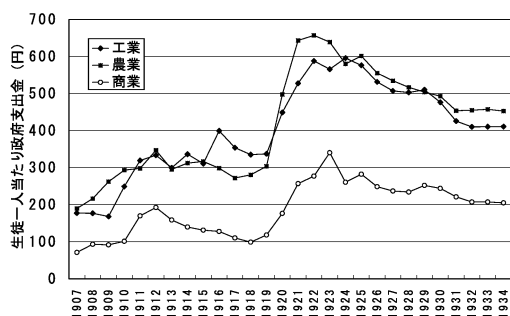


(各年度の『文部省年報』を基に作成)

【図9】官立実業専門学校(商業)の使途

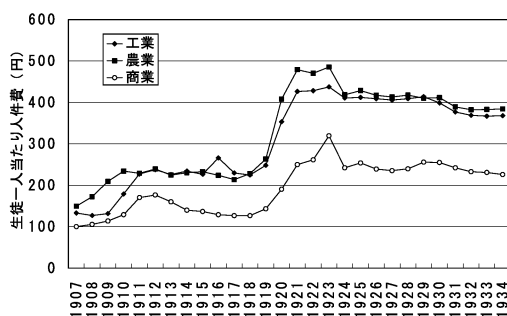
さらに、【図10】・【図11】より、歳入のうち政府支出金、歳出のうち人件費について、生徒一人当たりの額を学校種別に比較すると、ともに商業において最も低かったことが分かる⁴²⁾。

以上の分析から、高等商業学校の財源および使途について、次のような特質を指摘できよう。すなわち、財源としては、工業や農業に比べ、授業料収入により強く依存し設置者負担は軽かった。したがって生徒一人当たりのコストは低額に抑えられた。支出をみると、多くが人件費で占められ、庁費や修繕費など施設・設備の維持・運営にかかる費用は抑えられた。



(各年度の『文部省年報』所収「文部省直轄学校別」より作成)

【図10】生徒一人当たり政府支出金の推移



(各年度の『文部省年報』所収「文部省直轄学校別」より作成)

【図11】生徒一人当たり人件費の推移

おわりに

山口高等商業学校の前身である山口高等学校の財源は、当初は、防長教育会からの寄附金によっており、経常費までも賄っていた。防長教育会の豊富な財源によって、山口県内の中等・高等教育振興を実現し、帝国大学への独自のルートを確認していた。しかし、共通選抜試験制度により県内子弟への優遇措置は不可能となった。帝大への独自のルートがたたれると、財源は政府支出金へとシフトし、また高等商業という選択をとった。政府支出金が補填されることについては、帝国議会において、他府県との権衡を欠くという議論もあった。

高等商業学校へ転換し、その財源は、多くが政府支出金となった。明治42(1909)年以降は政府支出金と授業料でおよそ70%を占めた。しかし、設立当初は、防長教育会の寄附が25,000円、全体の財源のおよそ40%程度を占めた。転換時、校地・校舎はそのまま政府へ継続して寄附し、商業科の設置や校舎の改修費用等、転換時に必要な初期の経費は防長教育会が負担した。設立にかかる財源をみると、ほぼすべて防長教育会の負担によっていたのである。議会の発言にあるように、最低限の政府支出で実業教育振興、という目的を果たしたといえよう。

財源の構成比をみると、授業料収入の比率が上昇しており、確かに「独立」の方向へは向かっていたものの、昭和10年代においても財源の多くが政府支出金であった。先行研究の指摘する通り「独立」とはほど遠い状況であった。

しかし、学校種によって、財源と用途には次のような違いがみられた。財源についてみると、工業・農業においては全体に占める政府支出金の比率が高く、商業においては、授業料収入の比率が高かった。一人当たりの政府支出金の額は商業に比べ農業・工業において高額であった。用途をみると、工業・農業においては庁費・修繕費が高い比率を占め、商業においては多くを人件費が占めていた。予算額ではあるが、直轄学校の歳出予定計算書をみると、東京高等工業学校、盛岡高等農林学校においては消耗品費や実験費に多額の費用を要することが分かった。

高等商業学校創設という選択が、どのような議論を経て生じたのか、防長教育会側の史料も検

討する必要があるが、本稿では主として政府の予算審議や財政面に着目した。政府の財政困難、また、直轄学校が「大蔵大臣の承諾を得て」予算を獲得するという条件のもと防長教育会という財政的なバックグラウンドを失ったことは大きな打撃であった。とはいえ、いたずらに「高等遊民」を輩出するよりも、「東亜の貿易に従事すべき人間を拵へる」という実業教育の振興も必要であった。そのような社会的必要性や、また「より低い出費による設立・維持の可能な」実業専門学校を考えたとき、商業教育への転換が必然的であったと捉えることができよう。

註

- 1) 拙稿「実業学校歳出予算の分析」、第46回中等教育史研究会報告資料、平成21年。
- 2) 山口高等商業学校編『山口高等商業学校沿革史』、山口高等商業学校、昭和15年。以下、『沿革史』と略記する。
- 3) 「累年歳入歳出経費一覧表」(『沿革史』、附録3-6頁)。
- 4) 佐々木享「山口高等商業学校の入学者選抜制度の歴史」(愛知大学文学会編『愛知大学文学論叢』第122輯、平成12年、194-180頁)。
- 5) 永添祥多『長州閩の教育戦略』、九州大学出版会、平成18年。
- 6) 『長州閩の教育戦略』、218-219頁参照。
- 7) 王嵐『『満州国』留学生と山口高等商業学校』(神戸大学『教育科学論集』6、平成14年、55-63頁)、同『『五校特約』と山口高等商業学校』(神戸大学『国際文化学』5、平成13年、15-29頁)など。
- 8) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 第四巻 学校教育2』、教育研究振興会、昭和49年、1329頁。
- 9) 帝国大学および他の官立学校財政については羽田貴史の、「明治憲法体制成立期の帝国大学財政政策」(広島大学大学教育研究センター編『大学論集』第25集、平成8年、43-65頁)、「明治前期の官立学校財政政策—『公文録』を中心に—」(福島大学史学会編『福大史学』34号、福島大学史学会、昭和57年、25-39頁)、「明治前期官立学校財政政策の展開」(教育史学会紀要編集委員会編『日本の教育史学』第39集、平成8年、27-45頁)などの論考が挙げられる。
- 10) 国立公文書館蔵「明治三十八年度文部省所管山口高等学校歳入歳出予定計算書」(「明治三十八年度予算書」、請求記号：2A32-3歳A84)。
- 11) 文部大臣官房文書課編『日本帝国文部省年報』(宣文堂、復刻発行)。
- 12) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第3巻、教育資料調査会、昭和13年、743頁(芳文閣、昭和59年復刻発行)。以下、同書からの引用・参照は、『発達史』第3巻、743頁。』のように略記する。
- 13) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 第二巻 教育政策2』、教育研究振興会、昭和49年、149頁参照。
- 14) 佐藤憲三『国立大学財政制度史考』、第一法規、昭和39年、104頁参照。
- 15) 『日本近代教育百年史 第二巻 教育政策2』、150頁参照。
- 16) 『発達史』第3巻、744頁。なお、特別会計法制化の経緯については羽田貴史「明治憲法体制成立期の帝国大学財政政策」に詳述されている。官立学校及図書館会計法の成立は、「文部省が関与せず特別会計法制化の手続きが開始されたという屈辱的な経過」(60頁)をたどったにもかかわらず、両省の間に目立っ

た対立がなかった。大蔵省の単独請議は、「文部省と大蔵省との暗黙の了解」(60頁)であり、後に本稿で述べる久保田謙会計局長の海外渡航をまって提出したという可能性が指摘されている。

- 17) 『発達史』第3巻、747頁。
- 18) 『発達史』第6巻、113頁。
- 19) 『日本近代教育百年史 第二巻 教育政策2』、155頁参照。
- 20) 「五学校」の成立については、永添祥多「山口高等学校予備門五学校の成立」(教育史学会機関誌編集委員会編『日本の教育史学』第48集、教育史学会、平成17年、6-16頁)を参照。
- 21) 『沿革史』、488頁参照。
- 22) 『沿革史』、489頁参照。
- 23) 国立国会図書館蔵「第十四回帝国議会貴族院予算委員会第三分科会(内務省文部省)議事速記録」第2号、3頁。
- 24) 『長州閩の教育戦略』、94-95頁参照。
- 25) 「府県税収入(決算) 明治三十四年度」(『日本帝国統計年鑑 復刻版 第22回』、東京リプリント、昭和39年、981頁)参照。
- 26) 以下、予算の審議については、「文部省予算案に対する質問」として、安部磯雄『帝国議会教育議事総覧』第二巻、162-169頁〔厚生閣、昭和7年(臨川書店、昭和46年復刻発行)〕に記述がある。引用については『官報』号外、印刷局、明治33年1月21日、126-130頁より行った。
- 27) 『沿革史』、490頁参照。『発達史』4巻、176-177頁。
- 28) 「山口高等学校管理約款」(『沿革史』、491頁)参照。
- 29) 『沿革史』、493頁参照。
- 30) 『沿革史』、494-495頁参照
- 31) 『沿革史』、500頁。
- 32) 『沿革史』、501頁。
- 33) 『沿革史』、502頁。
- 34) 『沿革史』、504頁。
- 35) 『沿革史』、506頁。
- 36) 『読売新聞』、明治37年5月20日、朝刊、5面。
- 37) 『沿革史』、511-512頁。
- 38) 国立国会図書館蔵「第二十一回帝国議会貴族院予算委員会第三分科会(内務省文部省)議事速記録」第一号、11頁。
- 39) 「第二十一回帝国議会貴族院予算委員会第三分科会(内務省文部省)議事速記録」第一号、16頁。
- 40) 計算書では「五四、一七三 | ○○○」のように表記してあるが、ここでは漢数字をすべてアラビア数字に直し「54,173.000」と表す。上述の通り、特別会計法成立までは、学校ごとの予定計算書が示されている。
- 41) 表中、「比率」については鳥田が付記した。
- 42) 『文部省年報』下巻には、学校及図書館特別会計法成立以降の明治40(1907)年度から昭和9(1934)年度にかけて「文部省直轄学校別一覧」が掲載されている。